

第14号様式 (第8条関係)
(その1)

※収支報告書は、提出されたものが、そのままインターネット上において公表されます。

令和 2 年分 / 開催分
収 支 報 告 書

1. 政治団体の名称
(ふりがな)

リッパんみんしやう さいたまけんたいじやういくそしふ
立憲民主党 埼玉県第11区総支部

2. 主たる事務所の所在地

埼玉県大里郡寄居町寄居1306-5

3. 代表者の氏名

島田 誠

4. 会計責任者の氏名

高橋能樹

事務担当者の氏名

島田貴子

(電話)

048-577-3456

※必ず、連絡がとれる事務担当者及び連絡先を記載してください。



政治団体の区分

- 党
 政党の支部
 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
 その他の政治団体
 その他の政治団体の支部

活動の区分

- 2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
 無

公職の種類 (現職・候補者の別)

(現職・候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

島田 誠

公職の種類 (現職・候補者の別)

衆議院議員 (現職・候補者等)

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード				
0	0	6	4	39

団体コード				
1	0	0	7	46

収受	入力	枚数	
91	7	13	0

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から

年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から

年 月 日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

収 入 総 額				百					円
(前年からの繰越額)									0
(本年の収入額)									0
支 出 総 額									0
翌年への繰越額									0

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額				百					円
員 数									人

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分										備 考
(ア) 個人からの寄附				百					円	
(うち特定寄附)									0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附									0	
(ウ) 政治団体からの寄附									0	-
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)									0	-
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)									0	
イ 政党匿名寄附									0	
合 計 (ア+イ)									0	/

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
立憲民主党本部			1500000	0000	R2.11.13	東京都代田区永田町1-11-1	
こ の 頁 の 小 計			1500000	0000			
合 計			1500000	0000			

(その7) (政治団体用)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		政治団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
誠心会			8000000	R2.10.16	埼玉県大里郡寄居町寄居1306-5	島田 誠	/
誠心会			1000000	R2.12.5	埼玉県大里郡寄居町寄居1306-5	島田 誠	/
誠心会			488108	R2.12.11	埼玉県大里郡寄居町寄居1306-5	島田 誠	/
この頁の小計			2288108				/
その他の寄附							0
合 計			2288108				/

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額					備 考					
	本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出										
	十	百	千	万	円	十	百	千	万	円	
1 経 常 経 費											
(1) 人 件 費				1089	000	/					
(2) 光 熱 水 費					0	/					
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				258	734	/					
(4) 事 務 所 費				229	794	/					
小 計				1577	528	/					
2 政 治 活 動 費											
(1) 組 織 活 動 費				49	461	/					
(2) 選 挙 関 係 費					0	/					
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア+イ+ウ+エ)				116	1119	/					
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費					0	/					
イ 宣 伝 事 業 費				116	1119	/					
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費					0	/					
エ そ の 他 の 事 業 費					0	/					
(4) 調 査 研 究 費					0	/					
(5) 寄 附 ・ 交 付 金					0	/					
(6) そ の 他 の 経 費					0	/					
小 計				1210	580	/					
合 計				2788	108	/					

政治団体に本部・支部（政治団体として届出のあるもの）がある場合、本部又は支部に供与した交付金等に係る支出については、それらの費目ごとの合計額を「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳				項目別区分 3. 備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
平極レニガ代	32102	22.10.7	(株)LIXILビバ	さいたま市浦和区木崎-13-1	/	
OPP封筒代	22000	22.12.11	(株)オルパ	大阪府大阪市西区境川1-3-16	/	
この頁の小計	54102					
その他の支出	204632					
合計	258734					

※経常経費 (人件費を除く。)の支出のあった国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳					項目別区分 4. 事務所査		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
事務所賃借料	50000	R2.11.17	島田 秀子	大里郡寄居町寄居1306-5	-		
事務所賃借料	50000	R2.11.30	島田 秀子	大里郡寄居町寄居1306-5	-		
事務所賃借料	50000	R2.12.26	島田 秀子	大里郡寄居町寄居1306-5	-		
監査報酬	33000	R2.12.30	渡辺 会事務所 渡辺 稔	熊谷市本町2-136	-		
この頁の小計	183000						
その他の支出	46794						
合計	229794						

※経常経費 (人件費を除く。)の支出のあった国会議員関係政治団体及び
資金管理団体のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費 ()			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計								0
その他の支出								49461
合計								49461

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分イ 宣伝事業費 (宣伝事業費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
広報車用マグネットシート代	119,245	R2.10.12	(株)看板印刷屋	福井県大野市大和町5-6		
広報車用マグネットシート代	60,379	R2.10.16	(株)看板印刷屋	福井県大野市大和町5-6		
音響機材代	170,822	R2.10.13	(株)プロスペース	東京都新宿区新宿1-18-2		
バッテリー代	44,697	R2.10.19	(株)オートワーク	群馬県伊勢崎市西久保町3-22-11 59211号棟JF伊勢崎倉庫		
ワイヤレスマイク代	50,200	R2.10.21	(株)ツシヤIV	東京都台東区浅草1-12-1-1F		
音響機材代	37,653	R2.10.23	アバンレト(株)	埼玉県市中央区釜谷6-5-11		
車載アンプスピーカー代	38,325	R2.10.26	アバンレト(株)	埼玉県市中央区釜谷6-5-11		
デザイン料	110,000	R2.11.5	スタデザイン 須田真	群馬県渋川市赤城町津久田135-1		
サイト利用料	132,000	R2.12.5	イチニ(株)	東京都北区青い3-3-7号-青ビル3F		
リーフレット代	22,468	R2.12.11	(株)プランワークス	東京都千代田区平河町1-3-8		
リーフレット代	64,532	R2.12.24	(株)プランワークス	東京都千代田区平河町1-3-8		
この頁の小計	1,144,909					
その他の支出	1,210					
合計	1,146,119					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 イ 宣伝事業費 (遊説費)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計								0
その他の支出								15000
合計								15000

ン

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無 /	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	


政治資金監査報告書

令和3年5月21日

立憲民主党埼玉県第11区総支部

代表 島田 誠

登録政治資金監査人

渡辺 実 

登録番号 第5610号

研修修了年月日 令和元年11月6日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党埼玉県第11区総支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党埼玉県第11区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、立憲民主党埼玉県第11区総支部に係わる領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

立憲民主党埼玉県第11区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、立憲民主党埼玉県第11区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上